令和７年度事業計画

本財団では、財団の特性を生かしながら受託事業の質の向上や、事務の効率化など経営改善の取組を進めてきた。

令和６年度は、令和５年度末での斎場・墓園の指定管理業務終了により、職員を本社に集約し、し尿収集や不法投棄対策などの廃棄物関連業務を着実に実施してきた。

令和７年度は、尼崎市の新ごみ処理施設整備に伴う関連施設の集約化に伴い、令和６年度末に煙突ヤード管理運営事業が終了となる一方、財団職員が３人退職するなどの状況変化の中で、令和４年度に策定した「第３次経営計画」に基づき、引き続き効率的な業務執行に努めていくとともに、計画の具体化を図っていく。

こうした状況を踏まえながら、次のとおり公益目的事業及び収益事業の実施と、法人運営改善に取り組んでいく。

Ⅰ　公益目的事業

各公益目的事業を次のとおり実施する。

１　し尿の収集運搬及び一般廃棄物処理施設の運営に関する事業

(1)　し尿収集運搬事業（尼崎市委託事業）

尼崎市内の下水道に接続していない一般家庭から排出されるし尿の定期収集（２週間に１回）を行ったほか、工事現場等の仮設トイレの臨時収集を実施する。

また、尼崎市移動式公衆便所貸出基準に基づき、尼崎市所有の移動式公衆便所の貸出しを実施する。

(2)　し尿処理施設運転維持管理事業（尼崎市委託事業）

クリーンセンターし尿処理施設において、し尿・浄化槽汚泥の受入確認や圧送設備の運転・維持管理業務を実施する。

(3)　ごみ中継保管場所管理運営事業（尼崎市委託事業）

ごみ中継保管場所での金属製小型ごみの適正な受入管理を実施するとともに、傘とごみ袋を手選別により取り除く作業を実施する。

２　環境美化及び環境保全の推進に関する事業

(1)　不法投棄防止対策等事業（尼崎市委託事業）

不法投棄を未然に防止するための啓発として巡視パトロールを実施するとともに、道路上の不法投棄物は、基本的には一定の期間啓発シールによる啓発を行った後に撤去する。また、市民・警察等からの通報による不法投棄物についても同様の処理を実施する。

併せて、道路上に不法に掲示されている貼り紙等の撤去を実施する。

(2)　市民工房管理運営事業（尼崎市委託事業）

尼崎市立資源リサイクルセンター１階に設置されている市民工房において、ごみの減量・リサイクルに関する啓発パネルやリサイクル商品を展示する。

また、家庭でいらなくなった家具等について、ホームページにも掲載し、無料で毎月希望者に提供する。

(3)　環境整備事業（財団自主事業）

リサイクルや不法投棄に関する啓発を行うため、地域のイベントにおいて出前市民工房を実施し、小型家具の展示及び無料提供、不法投棄防止対策啓発ティッシュの配布等を行う。

(4)　地域清掃ごみ等収集運搬事業（尼崎市委託事業）

地域の清掃活動により排出されるごみやみぞどろの収集運搬を実施する。

(5)　エコひょうご尼崎発電所清掃事業(公益財団法人ひょうご環境創造協会委託事業)

エコひょうご尼崎発電所の清掃等維持管理業務を実施する。

Ⅱ　収益事業

自主的な収益事業の収入の増額に向けて、令和４年７月から財団本社社屋屋上に設置している、楽天モバイル株式会社の携帯電話基地局について、その使用料収入を得るとともに、既存の収益事業を実施する。

１　ごみ収集運搬事業

(1)　施設ごみ収集運搬事業

契約施設に係る定期収集及び申込みによる臨時収集を実施する。

(2)　駅前広場ごみ収集運搬事業

尼崎市内の駅前広場（ＪＲ尼崎駅前広場他１０か所）、地下歩道等（阪神尼崎駅東地下歩道他９か所）、歩道（橘通り）から排出されるごみの収集運搬業務を実施する。

(3)　資源リサイクルセンターごみ搬送事業

資源ごみ等として収集されたもののうち、リサイクル可能なものを選別した後に生じる残渣等の搬送業務及び破砕ごみ転送業務等を実施する。

２　携帯電話基地局設置事業

令和４年７月１日から財団本社社屋屋上に設置している、楽天モバイル株式会社の携帯電話基地局について、その使用料収入を得る

。

Ⅲ　法人運営の改善

1　経営計画に基づく財団運営方針の具体化

令和５年度から第３次中期経営計画が開始となった中、令和５年度末の斎場・墓園指定管理業務終了により、職員を本社に集約し、廃棄物関連業務を実施する体制となった。

令和６年度末で煙突ヤード管理運営事業が受託終了となり、今後は財団職員の退職も年次的に進んでいく中で、計画に定める財団の終息に向け、尼崎市とも密接に協議しながら、手法やスケジュールなどの具体化に取り組んでいく。

以　上